

国立研究開発法人農業生物資源研究所外来研究員受入れ規程

16農生研第1496号

平成17年 4月 1日

最終改正 26農生研第20150324181号

平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という）において、研究所以外の研究機関及び大学等（以下「外部研究機関」という）から研究員を受入れることに関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 「外来研究員」とは、研究所において調査及び研究等を行う以下の者をいう。

- 一 外部研究機関からの依頼若しくは研究所の招へいにより受入れる研究員で、原則として研究歴5年以上の者
- 二 日本学術振興会（JSPS）などのフェロー制度等に基づいて受入れる者
- 三 科学技術振興機構（JST）などのさきがけ制度等に基づいて受入れる者
- 四 委託事業実施のため設立され研究所が参画する組合において、研究所と共同で研究課題を実施することとなっている他の研究機関から受入れる者
- 五 研究所が受託した事業において、研究所と共同で研究課題を実施することとなっている他の研究機関から受入れる者

(申請等)

第3条 外来研究員の招へいを希望する者は、ユニット長、センター長及び領域長の承認を得て「外来研究員招へい承認願い」（様式1）を理事長に提出する。

- 2 外来研究員として研究所に受入れを希望する外部研究機関は「外来研究員受入れ申請書」（様式2）を理事長に提出する。

(承認)

第4条 理事長は、申請等の内容が国立研究開発法人農業生物資源研究所法で規定する業務及び中長期計画の範囲内であると認められる場合は、外来研究員として受入れることを承認することができる。

- 2 受入れを承認したとき、理事長は「外来研究員受入れ承認書」（様式3）を発行する。
- 3 理事長は必要に応じ、外来研究員の所属機関等の長又は責任者との間で合意書等を取り交わすことができる。

(経費)

第5条 外来研究員を受入れる場合（研究所の招へいにより受入れる場合を除く。）の経

費として、別表の１に定める額を徴収する。ただし、次に掲げる機関からの受入れについては、原則として、徴収しない。

一 国

二 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

三 地方公共団体又は地方独立行政法人

四 独立行政法人通則法に定める独立行政法人

五 大学（短期大学を含む。）

六 法令に基づく公法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に規定する法人（第２号及び第４号に掲げるものを除く。）その他法令に基づき設立された法人をいう。）

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）により認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人

八 公益を目的とする任意団体

九 第２条第４号及び第５号に規定する研究機関

２ 旅費及び滞在費等、本人に係る経費は、招へいにより受入れる場合を除き、当該外来研究員の所属する機関が負担する。

３ 研究所は、招へいにより受入れる場合については、旅費及び滞在費等の全額若しくは一部を、外来研究員に支給することができる。

４ 第２条第３号により受入れる者については、前各項の規定にかかわらず、受託研究契約によることができる。

（受入れの中止）

第６条 外来研究員が本規程に違反する行為を行った場合又は受入れの継続が困難になった場合、理事長は当該外来研究員の受入れを中止することができる。

２ 前条第１項の規定により経費を徴収した場合にあっては、前項の規定により受入れを中止したときは、別表の２に定める額を返還するものとする。

（規程遵守）

第７条 外来研究員は、受入れの期間中、研究所の諸規程を遵守するとともに、関係職員の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第８条 外来研究員は、受入れ期間中に研究所において知ることができた研究情報等を漏らし、又は盗用してはならない。

（施設、機械等の利用）

第９条 外来研究員は、受入れ期間中、研究遂行上必要な範囲内で研究所が所有する施設や機械等を使用し、図書、ネットワークを利用することができる。

（施設、機械等損傷の責任）

第10条 研究所は、外来研究員が本人の責に帰すべき事由により研究所の施設、機械等に損傷を与えた場合、本人又は所属機関に現状回復等を請求することができる。

（傷害等の取扱い）

第11条 外来研究員が、研究所の責任によらないで、傷害等を受けた場合及び他の者に傷害等を与えた場合、研究所はいかなる責任も負わないものとする。

（研究成果等の持ち込み）

第12条 外来研究員が、所属機関の研究材料や成果等を研究所に持ち込む場合には、あらかじめ所属機関の許可を得なければならない。

（研究成果及び知的財産権の帰属）

第13条 外来研究員が受入れ期間中に研究所において得られた研究材料、研究成果、知的財産権等については、特段の定めがない限り、研究所に帰属するものとする。

（研究成果の公表）

第14条 外来研究員が研究所において得られた研究成果を発表する場合は、あらかじめ受入れ研究員が所属する領域長の承認を得なければならない。

（試験研究結果の報告）

第15条 受入れ期間が終了又は中止したときは、外来研究員及び受入れ研究員は1週間以内に外来研究員終了報告書（様式4）を理事長に提出しなければならない。

（適用除外）

第16条 第2条第2号から第5号により受入れる場合において、各種事業や制度等に取り扱い等の定めがあるときは、本規程に優先して適用するものとする。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。施行に伴い独立行政法人農業生物資源研究所の「独立行政法人農業生物資源研究所客員研究員受け入れ規程（13農生研第75号）及び「独立行政法人農業生物資源研究所依頼研究員受け入れ規程」（13農生研第58号）は廃止する。
- 2 この規程の施行日前に、前項に掲げる規程に基づき受入れた者に関し必要な事項は、その受入れた期間が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日 18農生研第040187号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日 １８農生研第０３２８１８号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１０月１日 ２０農生研第０９３００６号）

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月１日 ２０農生研第１１２７０５号）

- １ この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。
- ２ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４４条の規定による移行期間内にあっては、第５条第７号の公益社団法人及び公益財団法人には、公益目的事業を行う特例社団法人及び特例財団法人を含めるものとする。

附 則（平成２３年２月８日 ２２農生研第20110208009号）

この規程は、平成２３年２月８日から施行する。

附 則（平成２３年３月２８日 ２２農生研第20110328058号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日 ２６農生研第20150324181号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

別表

- 1 外来研究員の受入れのための経費の額（第5条関係）
 - ① 月額31,500円に受入れ期間の月数を乗じて得た額とする。
 - ② 受入れ期間の月数の計算において、1月に満たない端数がある場合は、これを1月として切り上げるものとする。
- 2 受入中止に伴い返還する額（第6条第2項関係）
 - ① 1により徴収した経費の額から、中止するまでに受入れた期間の月数に係る経費として1により再計算して得られた額を差し引いた額とする。

様式 1

研究企画 調整室長	センター長 領域長	ユニット長

外来研究員招へい承認願ひ

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業生物資源研究所理事長 殿

(受入れ研究員)

所属：

氏名：

印

外部研究員を招へいしたいので、国立研究開発法人農業生物資源研究所外来研究員受入れ規程第3条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 招へい研究員

氏 名：

所 属：

住 所：

連絡先：

2. 研究課題名

3. 研究内容及び招へい理由

4. 受入れ側が負担する経費の負担先と内訳：

5. 受入れ期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

6. その他

*添付資料：①当人の略歴、②相手側の意思を確認できる文書、③誓約書

様式 2

研究企画 調整室長	センター長 領域長	ユニット長

外来研究員受入れ申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業生物資源研究所理事長殿

機 関 名：

代表者職名：

氏 名：

印

住 所：

国立研究開発法人農業生物資源研究所外来研究員受入れ規程第3条第2項に基づき、外来研究員の受入れを申請いたします。

記

1. 外来研究員 氏名：

2. 所 属：

3. 連絡先：(住所)

(電話)

(E-mail)

4. 研究課題名及び目的・内容

5. 研究期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

6. 受入れ研究員氏名(所属)：

7. その他

*添付書類：①当人の略歴、②受入れ研究員の承諾が確認できる文書、③誓約書

様式 3

平成 年 月 日

外来研究員受入れ承認書

殿

国立研究開発法人農業生物資源研究所
理事長 印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった下記の者の受入れについては、国立研究開発法人農業生物資源研究所外来研究員受入れ規程に基づき、承認します。

記

1. 外来研究員

氏 名：

所属機関：

2. 受入れ期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 研究課題

4. 受入れ研究員

氏 名：

所 属：

5. その他

様式 4

外来研究員終了報告書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業生物資源研究所理事長 殿

受入れ研究員 氏名（所属）：

印

外来研究員 氏名（所属）：

印

（連絡先）：

1. 受入れ研究期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

2. 研究等の課題名：

3. 研究等の内容（成果・利活用）

4. 中止した場合は、その理由と今後の方針